

# 訪問リハビリテーション運営規程

社会医療法人孝仁会  
中標津訪問リハビリセンター

訪問リハビリテーション及び  
介護予防訪問リハビリテーション運営規定

(事業の目的)

第1条 社会医療法人孝仁会が開設する中標津訪問リハビリセンター（以下「訪事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション事業及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。要支援状態にある高齢者、病状が安定期にある居宅要介護者等において、心身機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、医師の診療に基づき実施される計画的な医学管理の下における理学療法、作業療法又は言語聴覚療法、その他、必要なりハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、生活機能の維持又は向上を目指し、在宅療養が継続できるように支援する。

また、事業の実施に当たっては、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 中標津訪問リハビリセンター
- (2) 所在地 標津郡中標津町西 11 条南 8 丁目 4 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤・理学療法士と兼務）  
理学療法士 2 名（常勤・管理者と兼務、常勤・専従）  
作業療法士 1 名（非常勤・専従）  
医師 1 名（常勤・兼務）  
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び作成された訪問リハビリテーション計画に基づき、事業の提供に当たる。
- (2) 訪問リハビリテーション事業の人員、設備及び運営に関しては、介護予防訪問リハビリテーション事業との共用とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
また、国民の祝日、12月29日～1月4日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問リハビリの利用料及びその他の費用の額)

- 第6条
1. 事業を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当訪問リハが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
  2. 提供する事業のうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、当該サービスの内容及び利用料金を説明し、同意を得ることとする。
  3. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。
    - (1) 通常の事業の実施地域を越えて、片道10km未満 200円
    - (2) 通常の事業の実施地域を越えて、片道10km以上 400円
  4. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名(記名)を受けすることとする。
  5. 事前の連絡無しで当日のサービス提供をキャンセルした場合、1回利用料の50%をキャンセル料として徴収する。
  6. 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)訪問リハビリテーションに係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の地域は、中標津町・標津町・別海町の区域とする。

(衛生管理)

第8条 事業所は、従業員の清潔の保持および健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。  
また事業所は、事業所において感染症が発生しまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を、概ね

- 6月に1回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。なお、委員会においては必要に応じて法人内事業所との合同での開催、外部研修の活用、各委員会と連動した効果的な実施を図る。
2. 事業所における感染症の予防およびまん延病誌のための指針を整備する。
  3. 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延病誌のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。
1. 虐待防止のための対策及び身体拘束等の適正化を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を、年2回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。なお、委員会においては必要に応じて法人内事業所との合同での開催、外部研修の活用、各委員会と連動した効果的な実施を図る。
  2. 事業所における虐待防止および身体拘束適正化のための指針を整備する。
  3. 事業所において従業者に対し、虐待防止および身体拘束適正化のための研修及び訓練を定期的実施する。
  4. 上述した措置を適切に実施するため、事業所の長を設置責任者とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第10条 1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーションを継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とする)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
  3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第11条 1. 事業所は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の質の向上を図るため、社会医療法人孝仁会リハビリテーション統括部門を中核に開催される研究会及び研修会への参加を義務づける。また、必要に応じて、業務体制を整備する。
2. 従業者は業務上、知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
  3. 事業者であった者に、業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を

保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4. 事業所は、適切な指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 附則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

